

笑む笑む会ホームヘルプサービス運営規程

(訪問介護)

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人延岡市高齢者福祉協会が開設する笑む笑む会ホームヘルプサービス(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護(以下「介護サービス」という。)を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 事業所は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 笑む笑む会ホームヘルプサービス
- (2) 所在地 延岡市中川原町 2 丁目 4591 番地 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 2.5 名以上
介護サービスの提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～日曜日
- (2) 営業時間 24 時間

(訪問介護の内容及び利用料等)

第 6 条 介護サービスの内容は次のとおりとし、介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う、介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- (1) 延岡市(但し、北方町・北浦町・北川町・島浦町を除く)

(緊急及び事故発生時の対応)

第 8 条 訪問介護員等は、介護サービスの実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

3 事業所は、介護サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第 9 条 管理者は、提供した介護サービスに関する利用者及び家族から苦情に対して、迅速、適切、かつ誠実に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 10 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け適切なサービスが行えるよう、業務体制を整備する。

2 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩しない。

3 訪問介護員等であった者に業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏洩させないため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏洩しない旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な重要事項は、一般財団法人延岡市高齢者福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月25日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 10月 1日から施行する。